

議員提出議案第 2 号

令和 8 年 3 月 2 5 日

姫路市議会議員	重 田 一 政
同	前 川 藤 枝
同	中 西 祥 子
同	竹 尾 浩 司
同	八 木 隆次郎
同	竹 中 隆 一
同	萩 原 唯 典
同	三 浦 充 博
同	西 村 し の ぶ

(仮称) 姫路市自治会振興条例の制定を求める決議について

(仮称) 姫路市自治会振興条例の制定を求める決議を別紙のとおり決議したい。

（仮称）姫路市自治会振興条例の制定を求める決議

自治会は、地域住民が自主的に組織する任意団体であり、「共助」の精神を最も体现する組織である。地域の安全・安心を確保するための防災・防犯活動、高齢者の見守り、子どもの健全育成などの福祉活動のほか、清掃や環境美化の推進、住民同士の交流を通じた地域の連帯感の醸成や伝統文化の継承など、地域社会を支える重要な役割を担っている。

しかしながら、全国的な傾向として、少子高齢化の進展や生活様式の多様化、地域のつながりの希薄化などにより、自治会の担い手不足や加入率の緩やかな低下が深刻化している。本市においては高い組織率を維持しているものの、その加入率は令和元年度に90%を割り、令和7年度には88%まで低下するなど、自治会活動の将来に対する懸念が生じつつある。

自治会は、地域住民相互の連携だけでなく、市長や議会への地域の意見・要望の伝達、行政サービスに関する情報提供の周知、各種施策への協力や地域における調整など、自治体にとっても、まちづくりや地域振興を進めるうえで重要なパートナーである。将来にわたり地域力を維持・向上させていくためには、自治会の役割を明確に位置付け、その振興を市として体系的に支えていくことが必要である。

よって、本市議会は、市長に対し、自治会の自主性及び自立性を十分に尊重しつつ、その振興を図るための基本理念、市の責務及び連携の在り方を明確に定めた「（仮称）姫路市自治会振興条例」を制定するよう強く求める。

以上、地方自治の根幹をなす地域コミュニティの持続的な発展を期し、ここに決議する。

令和8年3月25日

姫 路 市 議 会